

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県伊達市長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	ふるさと納税寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、その情報を通知する。 【具体的な事務】 ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例の求めを行った者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	・データの保管・作成:ワンストップ特例申請管理システム motiONE ・データの送信:eLTAX(団体間回送機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)申請	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表24の項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伊達市産業部商工観光課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号:024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊達市役所産業部商工観光課 960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号:024-573-5632
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[    ] 人手を介在させる作業はない</span>	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>申請者から個人番号の提供を受ける際には、本人からのマイナンバー取得を厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力、個人番号および本人情報の記載のある申請書等の保管・廃棄等の局面においては、特定個人情報の取り扱いに際し手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。</p>



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1「いつ時点の計数か」	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2「いつ時点の計数か」	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・データの保管:マイナンバー管理システム(LedgHOMEクラウド) ・データの保管・作成:ワンストップ特例申請管理システム motiONE ・データの送信:eLTAX(団体間回送機能)	・データの保管・作成:ワンストップ特例申請管理システム motiONE ・データの送信:eLTAX(団体間回送機能)	事後	管理システム変更による
令和7年3月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 恒例上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 2.特定個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 3.特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	特に力を入れている	委託しない	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	—	十分である 判断根拠の記載	事前	評価の実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 10.従業員に関する教育・啓発	特に力を入れている	十分である	事後	評価の再実施による
令和7年3月1日	III しきい値判断結果 IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である 判断根拠の記載	事前	評価の実施による
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1「いつ時点の計数か」	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	評価の再実施による
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2「いつ時点の計数か」	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	評価の再実施による